




## くろまぐろの管理について

## 1 くろまぐろ TAC 制度の仕組み（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）

1	<p><b>国の基本計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の決定を踏まえ、大臣は「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」（以下、基本計画）を毎年策定</li> <li>・ 基本計画において、我が国における総漁獲可能量や、大臣管理漁業及び各都道府県への配分量等を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 3 条</li> </ul>
		
2	<p><b>都道府県計画の策定（資料 3-2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県では、国の基本計画に基づき、資源の管理方針や漁業種類ごとの漁獲可能量の配分などを定めた「都道府県計画」を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 4 条</li> </ul>
		
3	<p><b>採捕数量の報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者が知事へ採捕量を報告</li> <li>・ 報告期限は、採捕日の翌月末日まで（漁獲枠の積み上がりに応じ、迅速に報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 17 条</li> </ul>
		
4	<p><b>採捕停止命令等（資料 3-3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理量を超過しないようにするため、知事は、必要に応じ助言、指導、勧告をすることができる。 （管理量の 7 割に達した時点で操業回数の抑制や小型魚の放流をする） （管理量の 8 割に達した時点で操業自粛要請）→例年この時点でマグロ漁終了</li> <li>・ 管理量が超過または超過のおそれ大きい場合、知事は、規則で、目的採捕の停止その他必要な命令をすることができる。</li> </ul> <p>○このたび定める採捕停止命令の規則</p> <p>(1) 知事は、管理期間ごとにくろまぐろの採捕の数量が都道府県計画に定める知事管理量を超過しており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、その旨を直ちに告示する。</p> <p>(2) 知事が、(1)の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、何人も、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 9 条</li> <li>・ 法第 10 条</li> <li>・ 本規則</li> </ul>

## 2 我が国全体の漁獲可能量

平成 26 年 12 月にくろまぐろの国別漁獲枠が設定され、我が国全体の漁獲可能量として平成 27 年 1 月から小型魚（30kg 未満）の漁獲枠は 4,007 トン（平成 14-16 年の平均水準から半減）、大型魚（30kg 以上）の漁獲枠は 4,882 トン（平成 14-16 年の平均水準から増加させない）がそれぞれ配分された。

### 3 TAC 管理に至る背景 (第 4 管理期間から開始、沖合漁業は平成 30 年 1 月、沿岸漁業は 7 月から開始)

第 2 管理期間に国全体で小型魚の漁獲量が漁獲枠を超過したため、第 4 管理期間から漁獲可能量(TAC)制度※へ移行することとなった。

※法に基づく罰則規定あり (採捕停止命令違反の場合は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (以下、「法」とする) 第 22 条により 3 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金、採捕の数量の虚偽報告又は無報告の場合は法第 24 条により 30 万円以下の罰金)

### 4 県計画の策定

水産庁が示す「処理基準」に基づき県計画を策定した。

- ・海区漁業調整委員会への諮問 (平成 30 年 6 月 5 日)・答申 (第 368 回海区委 平成 30 年 6 月 13 日)
- ・大臣承認 (平成 30 年 6 月 25 日申請、6 月 27 日承認)
- ・県計画公表 (平成 30 年 6 月 29 日公表)
- ・国からの追加配分による数量の変更通知 (平成 30 年 9 月 7 日通知)
- ・県計画の変更 (平成 30 年 9 月 14 日公表) 数量の変更のみであるため海区委への諮問は不要

### 5 水産庁の「処理基準」の内容

- ・県計画で県ごとの留保枠を設けるとともに漁法別月別に枠配分して管理する。
- ・漁業者協定締結 (知事が認定) により厳格な管理措置 (協定違反に対する措置必要) を実施する場合は枠の細分化は不要。⇒本県は協定を締結 (平成 30 年 5 月 25 日締結 [参考資料](#))
- ・例により、採捕停止命令に関する規則を定めておくことが望ましい。⇒このたび制定 (知事決裁待ち)

### 6 漁獲枠

- ・漁獲枠は過去の漁獲実績により国から配分される。
- ・第 4 管理期間の当初配分：小型魚 1.6t、大型魚 1.0t
- ・追加配分：小型魚 1.6t⇒1.9t 大型魚 1.0t⇒6.0t
- ・漁業者協定 ([参考資料](#)) に基づき自動的に定置網と曳縄漁業に細配分される。

当初⇒追加配分後	引き縄・その他	定置網	県留保 (全体の 1 割)	合計
小型魚	0.7t⇒1.0t	0.7t	0.2t⇒0.2t	1.6t⇒1.9t
大型魚	0t⇒0t	0.8t⇒5.4t	0.2t⇒0.6t	1.0t⇒6.0t

### 7 消化状況

- ・7 月に定置網で小型魚が 13.8kg 水揚げされたのみ。引き縄による漁獲はなし (10 月末現在)。

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について  
(第4管理期間)

平成 30 年 9 月 14 日 公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、曳き縄漁業や定置漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は調査研究の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 13 条第 2 項に規定される協定の締結を図り、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	1.9トン	うち 0.2 トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	6.0トン	うち 0.6 トンを留保する

全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量に関し、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

法第13条第2項の規定に基づく本県知事の認定を受けた協定の締結により、定置漁業、曳き縄漁業及びその他漁業は厳格な管理措置を実施する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第2の知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講じるものとする。

## 1 緊急報告体制及び緊急管理措置について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、下表に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
鳥取県漁業協同組合	・ 定置漁業	・ 1 か統/日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻/操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻/操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の県への一報は下表の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
鳥取県漁業協同組合	・ 各漁業者から、支所長に連絡 <sup>※1</sup>	・ 支所長から、本所指導部に電話連絡	・ 漁協又は本所指導部から県水産課にメール/FAX 連絡 <sup>※2</sup>  ・ 県水産課は送信者に受信連絡
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 各漁業者から、販売担当者に連絡 <sup>※1</sup>	・ 販売担当者から組合長に電話連絡	

※1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※2 県は、上表の各漁業協同組合と県水産課間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の一報があった際、漁業者が取り組む緊急の管理措置は下表のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかどうかを確認し、必要な措置を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>・ 本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者は混獲時の生存個体の放流、くろまぐろの入網時の網の開放及び臨時休漁を実施、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>

曳き縄漁業・その他漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合から所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>
-------------	---

(4) 県全体の合計で1日原則 0.2 トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに採捕の数量を国に報告する。なお、大型魚と小型魚共に同様の措置とする

## 2 採捕の数量の公表等について

(1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理数量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

## 3 早期是正措置

県は採捕の数量を公表した後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。なお、(1)～(4)は大型魚と小型魚共に同様の措置とする

(1) 第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）にあつては操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、2キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては生存個体の放流に取り組み 50 キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を助言し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 第2の知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては混獲のみとし、2キログラム未満の生存個体の放流に取り組み 50 キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を指導し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 第2の知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、やむを得ない混獲の場合であっても生存個体は放流し、超過を確実に避けるために、1日1人1尾を混獲採捕した時点で、当該日の全漁業者の操業は切り上げる。
- ・定置漁業は、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(ア) 県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(イ) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力を呼びかけるものとする。

## 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項〈採捕の停止命令〉について

県は、第2の知事管理量の9割を超えた時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、農林水産大臣が我が国全体の小型魚若しくは大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて当該採捕の数量を公表した場合においても、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量に達したと見なされることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

なお、遊漁者による採捕の数量も知事管理量に含むこととされているため、県が採捕の停止命令措置（法第10条関係）を講じた場合は、本県の海面における遊漁者も、当該命令の対象となる。従って、県は管内の遊漁者についても、当該命令の対象となるとともに、本県管内の漁業者と同様の指導を行うものとする。

◇鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部が改正され、くろまぐろが第1種特定海洋生物資源とされたことに伴い、くろまぐろの採捕の数量が知事管理量を超えた場合等における採捕の停止に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 知事は、管理期間ごとにくろまぐろの採捕の数量が都道府県計画に定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、その旨を直ちに告示する。
- (2) 知事が、(1)の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、何人も、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日から起算して20日を経過した日とする。

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則</u></p> <p>（採捕の数量等の報告の方法）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日（くろまぐろにあっては、当該公表の日が属する<u>管理期間（漁獲可能量による管理の対象となる期間として基本計画で定める1年の期間をいう。以下同じ。）</u>の末日）までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>（知事管理量を超えたとき等の告示）</p> <p><u>第7条 知事は、管理期間ごとに30キログラム未満又は30キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、都道府県計画に定めるそれぞれの知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、直ちにその旨を告示するものとする。</u></p> <p>（法第10条第2項の規定による採捕の停止）</p> <p><u>第8条 知事が前条の規定による告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、何人も、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則</u></p> <p>（採捕の数量等の報告の方法）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日（くろまぐろにあっては、当該公表の日が属する漁獲可能量による管理の対象となる1年の期間の末日）までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別に定めるところにより行わなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。



くろまぐろの保存及び管理に関する協定

第1 目的

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下、「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、くろまぐろの保存及び管理に関する協定（以下、「協定」という。）を締結し、法第4条第1項に基づき定めた鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」（平成30年6月29日公表予定。以下、「県計画」という。）の第2及び第3に示された知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するために全県の沿岸漁業者で取組む基本的な内容を定める。

第2 管理機関の設置等

鳥取県資源管理実践協議会（以下、「協議会」という。）は、漁業者の主体的な資源管理型漁業の推進により、資源の回復、増大及び経済的有効利用を促進し、もって漁業経営の安定を図ることを目的として平成20年に設置され、本県沿海漁協の組合長及び地区運営委員長で構成される。主な協議事項の1つとして、資源管理の全県的な方向性に関すること、広域回遊資源に関すること及び、複数地域での取組に関することを協議・決定するとしている。以上より、協定の運営は協議会が担うものとする。

第3 対象となる海域

鳥取県地先海域

第4 対象となる海洋生物資源

くろまぐろ

第5 対象となる採捕の種類

県計画の第3で示された漁業である曳き縄漁業及びその他漁業、漁業権の定置漁業及び知事許可の小型定置漁業（定置漁業という。以下同じ。）。

第6 資源管理の取組内容

協定において定めるくろまぐろの資源管理の方法は次のとおりとする。

(1) 漁法別漁獲数量

県計画の第2の知事管理数量に基づく漁法別漁獲枠は以下のとおりとする。

漁法	対象漁協	くろまぐろ小型魚の漁獲枠	くろまぐろ大型魚の漁獲枠
曳き縄漁業及び その他漁業	田後漁業協同組合 鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	県計画数量（県留保分を除く）に0.5を乗じた数量	なし
定置漁業	鳥取県漁業協同組合	県計画数量（県留保分を除く）に0.5を乗じた数量	県計画数量（県留保分を除く）の全ての数量。

曳き縄漁業及びその他漁業については、5漁協の連帯による管理とし、漁獲枠を各漁協に個別配分しない。ただし、国から前管理期間での小型魚の繰り越し配分があった場合は、曳き縄漁業及びその他漁業に加えるものとする。

各漁業者は漁獲枠を遵守し、漁獲枠に達する場合は、くろまぐろの採捕に係る操業を中止するとともに、販売（取扱い／荷受け）を自粛する。（3）の漁法間で漁獲枠の融通が整った場合は融通後の漁獲枠で前述同様の管理をする。

## （2） 管理措置

県計画の第4の3で示された早期是正措置を講じる。

## （3） 漁法別の漁獲枠の融通

（ア） 県計画の第2で示された小型魚若しくは大型魚の採捕数量に対する消化割合が7割未満である場合に限り、（1）に示すいずれかの漁獲枠を超えた又は超えることが見込まれる場合は、協議会において協議のうえ、漁法間で漁獲枠を融通することができる。

（イ）（ア）の漁獲枠の融通が合意に達したときは、協議会長は県に対し文書で変更後の漁法別漁獲枠を報告する。

## 第7 有効期限

協定の有効期限は、平成30年7月1日から平成31年6月30日までとする。

なお、本協定に参加する者から特段異議が出されない場合には、本協定は自動的に1年間延長するものとする。

## 第8 協定に違反した場合の措置

協議会は、協定に違反したと認められる漁業者に対し、必要な措置を講ずるものとする。ここにいう、「違反」とは、第6（1）の漁獲枠到達以降もくろまぐろの採捕を目的とした操業を続けた場合及び虚偽の報告をした場合をいう。ただし、真にやむを得ない混獲と認められる場合又は第6の（2）に該当する場合は、違反とは見なさないものとする。

### （1） 違反者の弁明の機会

協議会は、違反が確認された漁業者（以下、「違反者」という。）の所属漁協に対し、期限を定め弁明の内容を記載した書面等を協議会に提出するよう通知する。

### （2） 協議会における決定

（ア） 協議会は、違反の内容及び提出された弁明書等を審議し、違反者に対して講ずべき措置を決定する。

（イ） 違反者に対する措置は、違反が確認されて以降のくろまぐろの漁獲禁止に加えて、次回の管理期間中の漁獲を制限する。曳き縄漁業及びその他漁業にあっては、くろまぐろを目的とした操業を停止させるものとし、定置漁業にあっては、生きている個体を全て放流させるものとする。ただし、協議会の合意が得られた場合には、違反措置の軽減措置を講じることができる。

第9 協定締結後に協定に参加し、又は協定から脱退しようとする者に関する手続き

協定の締結後に、協定に参加しようとする者は参加申込書を協議会に提出するものとし、協定から脱退しようとする者は、脱退届を協議会に提出するものとする。

第10 協定の変更又は廃止に関する手続き

協定の変更又は廃止の議事は、協定の参加者の3分の2に当たる多数で決する。

第11 あっせんをすべきことを求める場合の手続き

法第15条第1項に基づき都道府県知事にあっせんをすべきことを求める議事は、協定の参加者の3分の2に当たる多数で決する。

第12 その他必要な事項

協定に定めのない事項については、協議会において定めるものとする。

(付 則)

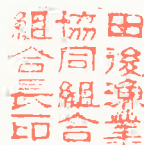
協定の締結を証するため、協定に参加する各者は相互に捺印し、各々その一通を保有するものとし、鳥取県知事の認定を受けた後、効力を有すものとする。

平成30年5月25日

(協定締結漁業協同組合)

田後漁業協同組合 代表理事組合長

田 淵 幸 一



鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長

景 山 一 夫



中部漁業協同組合 代表理事組合長

安 藤 俊 昭



赤碓町漁業協同組合 代表理事組合長

祇 園 行 秀



米子市漁業協同組合 代表理事組合長

武 良 賢 治

